

平成30年(ワ)第237号、令和元年(ワ)第85号、令和元年(ワ)第143号、令和元年(ワ)第219号 損害賠償請求事件

原告 原告1 外544名

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

## 被告東京電力第4準備書面

(低線量被ばくによる原告らの権利侵害等について)

令和2年5月15日

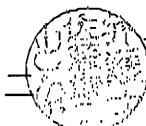
福島地方裁判所民事第一部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 岩倉正和



弁護士 佐藤歳二



弁護士 戸田暁

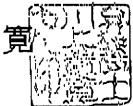


弁護士

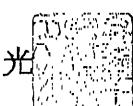
江口雄一郎



弁護士 川上貴寛



弁護士 宮村頼光



弁護士 笹渕典



## 目 次

第1 準備書面（6）及び（7）に対する被告東京電力の認否及び反論.....	4
1 準備書面（6）について .....	4
(1) 「第1 はじめに」について（4頁） .....	4
(2) 「第2 福島県及びその周辺に滞在・避難した原告ら浪江町民 が被ばくしたこと」（5頁）について .....	4
(3) 「第3 原告ら浪江町民が被ばくに対する健康不安や恐怖を抱 いていること」（15頁）について .....	7
(4) 「第4 原告ら浪江町民が被ばくによる健康不安や恐怖を抱く ことが合理的であること」（21頁）について .....	9
(5) 「第5 結語」（27頁）について .....	11
2 準備書面（7）について .....	12
(1) 「第1 はじめに」（3頁）について .....	12
(2) 「第2 被侵害利益について」（3頁）について .....	12
(3) 「第3 権利侵害」（8頁）について .....	13
(4) 「第4 結語」（15頁）について .....	15
第2 被告東京電力の主張.....	16
1 はじめに .....	16
2 単なる抽象的、一般的な危険性に対する「漠然とした不安」ではなく、 科学的根拠を伴った具体的な危険性であって、不安を抱くことが社 会通念上合理的であると認められる場合でなければ、慰謝料請求権 の発生原因たるべき現実の被害とは評価されないこと .....	16
(1) 総論 .....	16
(2) 「不安」に関する裁判例の展開 .....	17
(3) 本件事故の関連裁判例 .....	22

(4) 小括 .....	27
3 原告ら主張の低線量被ばくによる健康被害に対する不安を抱くこと が、科学的知見に基づく客観的な根拠に照らして具体的な危険性が あるとはいえず、合理性がないこと .....	28
(1) 原告らの被ばく状況について .....	28
(2) 原告らの被ばくによる健康被害のリスクについて .....	33
(3) 小括 .....	35
4 低線量被ばくによる健康被害に対する不安を抱くことが、社会的に 見ても必ずしも合理的であるとはいえないこと .....	35
(1) 放射線の健康影響に関する科学的知見に関する報道・周知の状 況 .....	36
(2) 健康に関する検査等により健康影響がないことが確認された こと .....	39
(3) 小括 .....	41
5 総括 .....	42

被告東京電力は、下記**第1**で、原告らの準備書面（6）及び同（7）に対する認否及び反論を行い、また、下記**第2**で、被告東京電力としての主張を述べる。

なお、本書で用いている略語については、特段の断りのない限り、従前のとおりとし、本書末尾に、用語・略語一覧表を掲載する。

## **第1 準備書面（6）及び（7）に対する被告東京電力の認否及び反論**

### **1 準備書面（6）について**

#### **(1) 「第1 はじめに」について（4頁）**

##### **ア 「1」（4頁）について**

認否の限りでない。

##### **イ 「2」（4頁）について**

本件事故により、一定量の放射性物質が本件原発敷地外に飛散したことは認めるが、原告らが「高線量」の放射性物質にさらされたとの主張は否認ないし争う。なお、原告ら指摘の報道（甲D132）があったことは認めるが、言うまでもなく、報道機関の独自の取材に基づく報道の内容（における記述）が、そのまま民事裁判上の事実認定の基礎とされるべきではない。

#### **(2) 「第2 福島県及びその周辺に滞在・避難した原告ら浪江町民が被ばくしたこと」（5頁）について**

##### **ア 「1 本件原発事故」（5頁）について**

認める。

##### **イ 「2 大量の放射性物質の拡散」（6頁）について**

(ア) 「(1) 福島県及びその周辺に放射性物質が広がったこと」(6頁)  
について

本件原発から飛散した一定量の放射性物質が、風の影響等により、福島県及びその周辺に飛散したことは認める。

(イ) 「(2) 報道」(7頁)について

原告ら指摘の報道があったことは認める。但し、これらの報道内容(における記述)が、そのまま裁判上の事実認定の基礎とされるべきではない。

ウ 「3 原告ら浪江町民が被ばくしたこと」(9頁)について

(ア) 「(1) 原告ら浪江町民の避難経路と避難先等での空間線量」(9頁)について

原告らのそれぞれの避難の実態は不知。

また、本件事故前後の各地点における空間線量に関して、各甲D号証に原告らが指摘する記載が存在することは認めるが、その評価については、以下のとおり争う。

即ち、原告らは、本件事故前の福島県南相馬市原町区錦町(錦公園)での空間線量(毎時0.05マイクロシーベルト)との比較で「①は280倍」(10頁)等と述べるけれども、被告東京電力第3準備書面5頁で述べたとおり、日本に居住する人は(通常の生活の中で)誰でも放射線量を受けているのであって、下記第2で詳述するとおり、原告らが科学的知見に照らして具体的な健康被害が生じるような程度の被ばくをしたのか否かが明らかにされなければならない。

その際は、具体的な線量の程度(なお、屋内である避難所内での線量は、原告らが主張する屋外での線量よりも当然に低くなる。)に加

え、原告らの主張によても、浪江町民は、平成23年（2011年）3月12日に浪江町津島地区に避難をし、その後同月15日から16日までの間に、（原告ら準備書面（6）12頁によると、浪江町津島地区よりも空間線量の値がはるかに小さい）二本松市に避難をしたと言うのであるから、仮に被ばくをしたとしても2か所で数日間の被ばくに留まることも、当然に影響するのであり、下記第2 4（2）で述べるとおり、実際の浪江町民による検査結果によると、本件事故による低線量被ばくによると考えられる具体的な健康リスクは認められない。

なお、原告らによって避難の実態は違うと解され、それに応じて被ばくした可能性の有無・量は異なると解される上、原告らは、「原告らに共通する損害」の賠償を求めている（訴状69頁）のであるから、浪江町民が被ばくした可能性のある最大量を、あたかも原告らが「共通」して被ばくしたかの如き主張をするというのであれば、それは明らかにミスリーディング（誤導的）であると言わざるを得ない。

#### （イ）「（2）原告ら浪江町民の被ばく量の調査」（14頁）について

原告らが主張する被ばく調査が行われたことは認めるが、その調査結果の評価の点は争う。

原告らが調査結果の証拠として提出する新聞記事（甲D150）においてすらも、「推計は、安全側に立って、より厳しい前提でまとめられた。原発から20～30キロ圏内の住民は、事故後4か月間、地元にとどまったくの推定で推計されたが、実際には大半の住民が事故後まもなく避難した。食品による内部被曝量の推計では、福島県民は福島産のものだけを食べたと想定して計算された。しかも、出荷が規制された汚染食品が一部、流通したとの前提だ。」と指摘されている

とおり、当該調査結果から原告らの被ばく量を推計することはできない。

現に、同新聞記事の末尾で「国連科学委員会（U N S C E A R）は、来秋までに報告書をまとめること」と述べられているところ、下記**第2  
3（2）イ①**で後述するとおり、当該報告書である2013年国連総会報告書（平成25年10月の国連総会に提出）（丙D7）では、同新聞記事で言及されるWHO推計を大幅に下回る結果が報告されている。

#### （ウ）「（3）小括」（15頁）について

原告らの避難の実態が明らかにされなければ最終的な認否を行うことはできないが、一般論として、原告らが、本件事故後、避難先において放射性物質にさらされた可能性があることは認める。但し、それが非常に高線量だったとの点は争う。

#### エ 「4 まとめ」（15頁）について

原告らの避難の実態が明らかにされなければ最終的な認否を行うことはできないが、一般論として、原告らが、本件事故後に被ばくした可能性があることは認める。但し、その被ばく線量の程度については争う。

#### （3）「第3 原告ら浪江町民が被ばくに対する健康不安や恐怖を抱いていること」（15頁）について

##### ア 「1 はじめに」（15頁）について

様々な主体が浪江町民に対して調査・アンケート等を実施したことは争わないが、その内容は知らない。

#### イ 「2 住民意向調査」（16頁）について

住民意向調査が実施されたことは争わないが、その内容は知らないし、その評価の点は争う。調査結果では、浪江町が復旧・復興していくために今後取り組んでほしいこと等、浪江町に関する要望や展望、気持ちに関する問い合わせに対する回答として、放射線量の低下等が挙がっていたものであって、原告らが「被ばく不安慰謝料」として主張していると解される本件事故当初の被ばくに対する健康不安について回答しているものではない（この点は、原告準備書面（6）18頁記載の表の問答の内容からも明らかである。）。

#### ウ 「3 『なみえの子どもたちの想い—復興に関する子ども向けアンケート自由意見』（甲D26）」（18頁）について

アンケートが実施されたことは争わないが、その内容は不知であり、その評価は争う。子どもを対象にしたアンケート結果で、「大人になったとき、浪江町はどんな町になっていて欲しいですか」との質問に対して、31%が放射能の心配がない町と回答したというものであって、原告らが「被ばく不安慰謝料」として主張していると解される本件事故当初の被ばくに対する健康不安について回答しているものではない。

#### エ 「4 浪江町被害実態報告書・精神的損害実態調査アンケート（甲D102）」（19頁）について

アンケートが実施されたことは争わないが、その内容は不知とし、その評価は争う。下記第2 3で述べるとおり、低線量被ばくの健康リスクは認められず、下記第2 4（2）で述べるとおり、実際の検査でも問題がないことが明らかとなっており、アンケート結果は被ばく不安慰謝料が認められることを意味しない。

オ 「5 健康不安に関するアンケート（甲D97）」（20頁）について  
アンケートが実施されたことは争わないが、その内容は不知とし、その評価は争う。下記第2 3で述べるとおり、低線量被ばくの健康リスクは認められず、下記第2 4（2）で述べるとおり、実際の検査でも問題がないことが明らかとなっており、アンケート結果は被ばく不安慰謝料が認められることを意味しない。

カ 「6 まとめ」（21頁）について  
不知。

（4）「第4 原告ら浪江町民が被ばくによる健康不安や恐怖を抱くことが合理的であること」（21頁）について

ア 「1 県民健康調査」（21頁）について

県民健康調査を実施したことは争わないが、その内容は不知とし、その評価は争う。

同調査は、基本調査として、事故後4か月間における外部被ばく実効線量について、93.8%が「2mSv未満」、99.8%が「5mSv未満」と推計し（甲D155・1頁）、「科学的知見に照らして、統計的有意差をもって確認できるほどの健康影響が認められるレベルではない」と評価している（同2頁）のであるから、「そう感じることが合理的であることを裏付けている」との原告らの主張（23頁）が、もし原告らが感じているという「不安」が法的に慰謝されるべき合理的な不安であるという趣旨の主張であるとすれば、強く争う。

なお、同調査での甲状腺がんの結果について、原告らが主張する報道記事は、「検査を委託されている県立医大の鈴木真一教授は、・・・原発事

故との関連に否定的な見解を示した」（甲D156）、「検討委は原発事故の影響について否定的見解を示した」（甲D157・2段落目）と報じていた。また、下記第2 4(2)アで述べるとおり、UNSCEARの一連の報告書では、甲状腺がんの結果は本件事故による放射線被ばくの増加の結果ではないことが確認されている。

#### イ 「浪江町民に対する内部被ばく検査等」（23頁）について

##### (ア) 「(1) 内部被ばく検査」（23頁）について

内部被ばく検査を実施したことは争わないが、その内容は不知とし、その評価は争う。

内部被ばく検査の結果は、計24,099人のうち24,092人が預託実効線量「1mSv未満」、5人が「1mSv」、残り2名が「2mSv」であった（甲D158・26頁）のであるから、「被ばくによる健康不安を感じることが合理的なものであることを裏付けるものである」との原告らの主張（24頁）が、もし原告らが感じているという「不安」が法的に慰謝されるべき科学的・客観的に合理的な不安であるという趣旨の主張であるとすれば、強く争う。

##### (イ) 「(2) 甲状腺検査」（24頁）について

内部被ばく検査を実施したことは争わないが、その内容は不知とし、その評価は争う。

上記アで述べたとおり、内部被ばく検査の結果は、本件事故による影響を否定するものであるから、「被ばくによる健康不安を感じることが合理的であることを裏付けている」との原告らの主張（25頁）が、もし原告らが感じているという「不安」が法的に慰謝されるべき科学的・客観的に合理的な不安であるという趣旨の主張であるとされ

ば、強く争う。

#### (ウ) 「(3) 染色体検査」(25頁)について

染色体検査を実施したことは争わないが、その内容は不知とし、その評価は争う。

同検査での染色体検査の判定は、「結果通知者全員、染色体変化は自然発生頻度の範囲であり、過剰な被ばくによる影響認められていない。」(ママ)という内容であった(甲D159・後ろから2枚目)のであるから、「被ばくによる健康不安を感じることが合理的であることを裏付けている」との原告らの主張(26頁)が、もし原告らが感じているという「不安」が法的に慰謝されるべき科学的・客観的に合理的な不安であるという趣旨の主張であるとすれば、強く争う。

#### ウ 「3 裁判所による現地(被災地)視察の状況」(26頁)について

別件訴訟における裁判体が、現地視察において、どのような理由があつて防護服を着用したかは知らないが、これは広い意味の訴訟指揮の当否の問題であり、これによって本件訴訟の原告らに対して何らかの不安感を与えたわけではない。したがって、最終段落(26頁)のうち「被ばくによる健康不安を抱くことはきわめて合理的である」との部分については、もしこれが、原告らが感じているという「不安」が法的に慰謝されるべき科学的・客観的に合理的な不安であるという趣旨の主張であるとすれば、強く争う。

#### (5) 「第5 結語」(27頁)について

争う。

## 2 準備書面(7)について

### (1) 「第1 はじめに」(3頁)について

第1段落は争う。

第2段落は認否の限りでない。

### (2) 「第2 被侵害利益について」(3頁)について

#### ア 柱書(3頁)について

被侵害利益についての一般論を述べる限度では、争わない。

#### イ 「1 放射線被ばくの客観的危険性の存在」(3頁)について

第1段落は、『人体が一定量以上の高線量の放射線を浴びた場合には、原告らが指摘するような身体反応が生じる可能性がある』という一般論の限度では認める。

第2段落及び第3段階は、原爆被爆者の救済を目的とする原爆症認定制度の認定の要否の判断について繰々述べるものであるところ、低線量被ばくによる健康への影響については、科学的知見に基づき判断されるべきものである。しかも、原告らが引用する甲第D129号証自体においても、1ミリシーベルトの被ばくと、がんなどの健康被害との因果関係を認めるとの一般的な判断を示したものでないことを明らかにしている。

むしろ、本件事故に関する裁判例における低線量被ばくと健康影響に関する事実認定においては、第2 2(3)で後述するとおり、「現在の科学的知見等に照らせば、年間20ミリシーベルトの被ばくですら、それが健康に被害を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることはできないというべきである」等と判断されている。

**ウ 「2 放射線に関する法的規制」（4頁）について**

原告らが指摘する各法令の存在は認める。

**エ 「3 海外の専門委員会の勧告」（6頁）について**

原告ら指摘の海外の専門委員会の勧告があることは認めるが、その評価については争う。

なお、被告東京電力第3準備書面において述べたとおり、仮に原告らが主張するLNTモデルに従ってリスクを比較した場合であっても、年間20ミリシーベルト被ばくした場合の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低いと考えられる。

**オ 「4 小括」（7頁）について**

争う。被告東京電力の主張は、**第2**で後述するとおりである。

**(3) 「第3 権利侵害」（8頁）について**

**ア 柱書（8頁）及び「1 権利侵害が認められる基準」（8頁）について**  
権利侵害が認められる基準については、原告ら独自の見解に過ぎないので、争う。被告東京電力の主張については、**第2 2**で後述する。

**イ 「2 原告らの権利侵害」（9頁）について**

一般論として、浪江町民が、本件事故後、一定の放射性物質にさらされた可能性があることは認めるが、各原告の本件事故当時の居所、避難経路、避難先等については不明であるので、各原告の実際の被ばく状況は不知。本件事故によって（原告らが主張するところの被ばく不安慰謝料を独自に生じさせるという意味において）原告らの法的権利が侵害されているとの法的主張については、争う。

## ウ 「3 権利侵害の結果は重大である」（11頁）について

一般論として、浪江町民が本件事故後に一定の放射性物質にさらされた可能性があることは認めるが、各原告の被ばく実態については不知。本件事故によって（原告らが主張するところの被ばく不安慰謝料を独自に生じさせるという意味において）原告らの法的権利が侵害されているとの法的主張については、争う。

## エ 「4 裁判例による裏付け」（12頁）について

原告らが指摘する各裁判例の存在は認めるが、それらの評価については原告らの独自の見解であるから、争う。

すなわち、「（1）」の裁判例は、申立人住民が相手方業者の予定している産業廃棄物最終処分場が設置されると、申立人住民が飲用水・生活用水として使用している井戸水・沢水が当該処分場の操業により汚濁されて人格権が侵害されるおそれがあるとして、処分場の使用操業禁止の仮処分を求めた事案において、裁判所は、上記事実の高度の蓋然性を認めたらうえで仮処分申請を認容したものであり、

「（2）」の裁判例は、土地建物を購入した者が、土地の擁壁や建物の基礎等に瑕疵があったとして、建物設計者・工事管理者及び建設会社を被告として、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案において、裁判所は、その瑕疵の存在と建築士の過失責任を認めたらうえで、種々の財産上の損害と慰謝料の請求を認容したものであり、

「（3）」の裁判例は、新築建売住宅を購入した者が、当該住宅に構造性能及び防火性能の点で建築基準法に違反し安全性に欠けるものであったのに、これを安全なものと誤信させたなどとして、仲介業者、建築主、施工業者、設計業者らを被告として、瑕疵担保責任及び不法行為に基づく

損害賠償請求をした事案において、裁判所は、その事実関係の大半を認めたりえで原状回復費用、諸費用の財産的損害のほかに慰謝料の請求を認めたものであり、

「(4)」の裁判例は、いずれも申立人周辺住民が、人格権に基づきいわゆる暴力団事務所の使用禁止の仮処分を求めた事案において、裁判所は、その周辺において発砲・爆発事件等の抗争事件が発生する蓋然性が極めて大きいと認定したうえで、その仮処分を認容したものである。

以上要するに、いずれの裁判例においても、裁判所は、原告・申立人の人格権等の権利が客観的かつ具体的に侵害される事実（仮処分の例においては、その高度の蓋然性の存在）を認定したうえで、その中で、仮処分の被保全権利を認容し、又は原告の不安や恐怖感などを慰謝料の算定要素の一つと認めているのである。換言すれば、これらの裁判例は、客観的な人格権等の権利侵害の事実が存在しないのに、原告・申立人の主観的な健康に対する不安や恐怖等だけを独自の法益として認めたものではない。

したがって、原告らの各裁判例についての評価は、独自の見解というべきである。

#### (4) 「第4 結語」 (15頁) について

争う。

## 第2 被告東京電力の主張

### 1 はじめに

低線量被ばくによる健康被害に対する不安は、それが単に抽象的、一般的な危険性に対する主観的な漠然としたものでは足りず、科学的・客観的な根拠を有し社会的に見ても合理的であると認められる場合に限り、慰謝料請求権の発生原因たるべき現実の被害として法律上保護される利益の侵害と評価され得ると解される。

しかるに、原告らが主張する低線量被ばくによる健康被害に対する不安は、抽象的、一般的な危険性に対する「漠然とした不安感」を超えるものではなく、かつ、国際的に認められた科学的知見、被ばく状況及び検査結果等からすると、慰謝料請求権の発生原因たるべき現実の被害として法律上保護される利益の侵害であるとは、社会通念上合理的に評価することは困難である。

以下、これらの点について詳述する。

### 2 単なる抽象的、一般的な危険性に対する「漠然とした不安」ではなく、科学的根拠を伴った具体的な危険性であって、不安を抱くことが社会通念上合理的であると認められる場合でなければ、慰謝料請求権の発生原因たるべき現実の被害とは評価されないこと

#### (1) 総論

法律上保護される利益とは、我が国の法律上、その侵害に対して不法行為に基づく救済を与えることが必要であると思料される利益であることを要する。

そして、健康不安が法律上保護される利益と認められるために、下記(2)で述べるとおり、裁判例は、生命、身体及び健康等が害されるおそれとし

て、単に抽象的、一般的な危険性が存するだけでは足りず、具体的な事実関係を前提として、科学的根拠を伴った具体的な危険性が立証される必要があると解している。

実際に、本件事故によって生じたとされる低線量被ばくによる不安が法律上保護される利益であるかが争われた裁判例では、下記（3）で述べるとおり、多くの市民が何らかの不安を感じていることから直ちに、その不安が合理的な根拠に基づくものであるということはできない、当該不安は客観的・科学的な根拠があるものとは認められず、原告らが当該不安を感じていることをもって直ちに原告らに平穏生活利益の侵害が生じているものとは認められない、などと判示されている。

## （2）「不安」に関する裁判例の展開

以下のように、裁判例は、不安による権利侵害が発生したか否かの判断において、「漠然とした不安」の発生のみをもってしては法律上保護される利益の侵害であるとは認めるに足りず、法律上保護される利益の侵害であると認めるためには、不安が合理的なものであることを要求している（太字・下線・傍点は、引用者による。）。

### ① 東京高判平成15年9月29日・訟務月報51巻5号1154頁

国立感染症研究所（感染研）における研究活動について、感染研で保管され、実験に用いられている病原体、遺伝子組換え実験から生じる病原体等により、生命、身体及び健康等が害されるおそれがあるとして、付近住民らが国に対して、人格権に基づき、一定の病原体等の保管、それらを使用しての実験並びにそれに伴う排気、排水及び排煙等の同庁舎外への排出の差止めを求めた事案において、東京高裁は、次のとおり、付近住民（一審原告・控訴人）らは、具体的な事実関係を前提として、科学的根拠を伴

った具体的な危険性を論すべきであるところ、「病原体等が漏出等するおそれがあるという漠然とした不安」をいうにすぎず、単に抽象的、一般的な危険性が存するにとどまるものであるから、法的保護に値しないと判断して、付近住民らの請求を棄却している。

「控訴人らは、戸山庁舎における研究活動については、周辺地域の環境に対する安全対策が皆無である上、感染研は、病原体等安全管理規程が求めている詳細な安全操作指針等を定めておらず、同規程を遵守していないから、病原体等が漏出等する可能性があると主張する。

しかしながら、上記のとおり、戸山庁舎に封じ込め設備を設置し、同設備に対する安全性の点検を行っているほか、病原体等安全管理規程及びそれに基づいて制定した各種実験指針等に従って運用する体制が執られている。したがって、これを前提として安全管理システムの機能及びそれによって生ずる病原体等の漏出等の具体的な危険性を論すべきであるところ、控訴人らが主張するところは、病原体等が漏出等するおそれがあるという漠然とした不安をいうものであつて、病原体等安全管理規程等に対するいかなる不備、欠陥によって病原体等が漏出等する可能性があるかについて的確な主張を展開しているものではないし、証拠を検討しても、病原体等が漏出等する可能性があり、それが原因となって控訴人らが感染する具体的な危険性があるとは認められない。また、メディカル・コンタクトカードの携行が義務付けられていないなど病原体等安全管理規程等が守られていないとの点についても、それだけで病原体等が漏出等する可能性があるということはできない。

(中略)

しかしながら、停電、火災、地震等の災害が発生した場合に備えて、

緊急対策が講じられていることは上記のとおりであり、それらが遵守される限り病原体等が漏出等するおそれはないと考えられる。控訴人らの指摘は、漏出等の抽象的な可能性があるというに過ぎず、科学的な根拠を伴わないものであり、それによって病原体等が漏出等して、控訴人らが感染する具体的な危険性があるという結論を導き出すことはできない。

(中略)

控訴人らが主張するような設備・機器等の欠陥や安全管理体制の不備等は特段認められず、また、それが原因となって病原体等が周辺地域に排出、漏出等し、又はそのおそれがあり、それによって控訴人らが感染する具体的な危険性があるとまでは認められず、単に抽象的、一般的な危険性が存するにとどまるものであるという結論に達したものである。」

このように、東京高裁は、生命、身体及び健康等が害されるおそれとして、単に『抽象的、一般的な危険性』が存するだけでは足りず、具体的な事実関係を前提として、科学的根拠を伴った『具体的な危険性』を論ずる必要があると判示した。

## ② 東京地判平成9年4月23日・判タ983号193頁

原告らが、厚生大臣が行った食品、添加物等の規格基準に関する告示の改正、規則の改正が違憲・違法であるとして、当該告示及び規則の改正によって残留農薬基準が緩やかになり、これにより原告らは身体の安全、健康への不安に脅かされることなく平穏に生活する権利（健康権）を侵害され精神的苦痛を被ったとして、国賠法に基づき、国に対し、損害賠償を請求した事案において、東京地裁は、次のように判示して原告らの請

求を棄却した。

「 恐怖感とか不安感なるものは、個人の内心の感情であり、その発生、程度等は人により千差万別であるから、単に他人の行為によって不安等を感じたからというだけで、これを全て不法行為法上賠償の対象となる損害とすることが妥当でないことはいうまでもなく、したがって、原告らの主張する不安等が、単に将来健康が害されるかもしれないという漠然としたものにすぎないとすれば、そのような感情は賠償すべき損害ということはできないというべきであるが、それが単なる主観的な危惧や懸念にとどまらず、近い将来、現実に生命、身体及び健康が害される蓋然性が高く、その危険が客観的に予測されることにより、健康等に対する不安に脅かされるという場合にはその不安等の気持ちは、もはや社会通念上甘受すべき限度を超えるものというべきであり、人の内心の静穩な感情を害されない利益を侵害されたものとして、損害賠償の対象となると解するのが相当である。

(中略)

原告らが本件各行為によって、健康に対する不安等に脅かされ、精神的損害を被ったといえるためには、その不安等が客観的なものとして認められるものでなければならず、単に残留農薬は危険であり健康を損なうものであるとか、将来もしかすると健康が害されるかもしれないというような、食品の安全性に対する危惧ないし懸念が存在するというだけではなく、本件各行為に係る残留農薬基準の最大値を含有する食品を摂取することによって、将来、原告らの生命、身体に具体的な障害が発生し、健康を損なう危険性が相当程度の蓋然性をもって予測できることを立証する必要があるというべきであ

って、その立証の程度は、必ずしも科学的に完全に証明し尽くされなければならないというわけではないが、少なくとも、本件各行為の当時の科学的水準ないし知見のもとで、生命、身体に対する危険の蓋然性が合理的、客観的に認められることが必要であると解すべきである。」

このように、東京地裁は、残留農薬で健康を損なうとの不安によって精神的損害を被ったというためには、少なくとも当時の『科学的水準ないし知見のもと』で、健康を損なう危険性が相当程度の蓋然性を持って客観的に予測できることを立証する必要があると判示した。

### ③ 水戸地土浦支判平成5年6月15日判タ820号80頁

茨城県つくば市及び牛久市に居住する原告らが、国立研究開発法人理化学研究所に対し、DNA実験により、その生命、身体に回復し難い重大な損害を受けるおそれがあり、平穏で安全な生活を営む権利や生命、身体に対する安全性の意識が現に侵害されているとして、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案において、水戸地裁土浦支部は、次のように判示して原告らの請求を棄却した。

「原告らは、番号一六、一七の各実験の実施によって、原告らの平穏で安全な生活を営む権利或いは安全性の意識が侵害されたとして、その損害の賠償を求めているが、右にいう安全性の意識はその内容が極めて抽象的かつ曖昧といわざるを得ない上、本件の内容に照らしてみても、一般に精神的被害として慰謝料をもって償われるべきものとされる現実の精神的苦痛や恐怖心などとは異なり、漠然とした懸念、不安感或いはせいぜい危惧感という程度の心理的負担ない

し感情であって、差し迫ったものとは認められないので、これをもつて法律上保護されるべき利益ということはできず、仮に原告らがその主張するような安全性の意識を侵害されたと感ずることがあるとしても、法的には原告らの主観的感情が害されたという以上にその権利ないし法律上保護に値する利益が侵害されたものとは認められないので、これが前記差止め請求の理由となり得るものでないことはもとより、不法行為による損害賠償請求の理由ともなり得ない。」

### (3) 本件事故の関連裁判例

以下のように、本件事故の関連裁判例においても、本件事故によって生じたとされる低線量被ばくによる不安が、法律上保護される利益の侵害であるとは認めるに足りない旨を明らかにしている（太字・下線・傍点は、引用者による。）。

いずれも、上記（2）の裁判例上示された、単なる「漠然とした不安」の発生をもっては法律上保護される利益の侵害を認めるには足りないと考え方に即したもので、至極妥当な判断である。

#### ① 東京地判平成31年3月27日・TKC（LEX/DB）

居住制限区域等に指定された福島県浪江町等からの避難者らを原告とする慰謝料等請求事件において、東京地裁は、以下のように判示して、放射線被ばくを理由とする健康不安に対する慰謝料請求を棄却した。

「 上記の各事実によれば、ICRPは、何ら便益をもたらさない放射線被ばくは可能な限り少ない方が好ましいという観点から、計画被ばく状況における公衆の被ばく線量の限度を年間  $1 \text{ mSv}$  としているものの、同時に、LNTモデルを実証する生物学的・疫学的な知見は未だ存

せず、すぐに得られる見込みもないと立場に立ち、現存被ばく状況における公衆被ばく線量を年間 $20\text{mSv}$ 以下とする防護計画については、これを不適切とはしてない（ママ）ものである。そうすると、ICRP2007年勧告や、ICRPのそれ以前の勧告をもって、年間 $20\text{mSv}$ 以下の被ばくについて、直ちに健康被害のおそれがあると認めることはできない。前期認定事実によれば、年間 $20\text{mSv}$ の被ばくによる発がんリスクは、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低い事、積算量 $100\text{mSv}$ を長期間にわたり被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康被害が小さいと推定されているところ、短時間に $100\text{mSv}$ 以下の被ばくをした場合であっても、発がんリスクは他の要因による発がんの影響に隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされていることが報告され、また、ICRPは、本件事故に関し、緊急時に公衆の防護のために計画的な被ばく線量として、 $20\sim100\text{mSv}$ の範囲で参考レベルを認定することを勧告したことが認められる。これらの事情からうかがえる科学的知見等に照らせば、原告らの主張又は提出した証拠に示されている低線量被ばくの危険性等に関する様々な法規制、論文等の存在、内容を考慮したとしても、年間 $20\text{mSv}$ を下回る被ばくが健康に被害を与えるものと直ちに認めることは、困難であるといわざるを得ない。……そうすると、原告らが当該放射線被ばくを理由に健康不安を感じているとしても、原告らのうちに実際に年間 $20\text{mSv}$ を超える線量の被ばくをした者は存在しないというべきであり、原告らの当該不安感は、客観的・科学的な根拠があるものとは認められず、原告らが当該不安感を感じていることをもって、直ちに原告らに平穏生活利益の侵害が生じているものとは認められない。」

## ② 東京地判平成29年3月29日、東京高判平成29年9月20日・D1

### - Law.com判例体系

旧緊急時避難準備区域に指定された福島県南相馬市からの避難者を原告とする損害賠償請求事件において、第一審の東京地裁は、原告の「高い放射線量の下で生活をすることの精神的苦痛がある」との主張に対して、要旨、「低線量放射線被ばくと健康影響に関する国際的にも合意された科学的知見等を踏まえれば、年間20ミリシーベルトの被ばくですらそれが健康に影響を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものとは認めることができない」と判示して原告らの請求を棄却した。

控訴審の東京高裁は、控訴人(第一審原告)からの「放射線に対するリスクについては一般人の意識等も総合的に考慮すべき」との主張に対して、以下のように判示して控訴人の控訴を棄却した。

「証拠(略)によれば、南相馬市の市民の多くが、平成24年以降、平成27年に至るまで、放射線による人体への影響について、一定の不安を抱いていることを認めることができる。

しかしながら、多くの市民が何らかの不安を感じていることから直ちに、その不安が合理的な根拠に基づくものであるということはできないし、証拠上、その不安の内容や程度が判然としないことからしても、そういった不安を抱かされたことについて、当然に、被控訴人に対して、法的な責任を追及することができるとはいえない。

証拠(略)上、100ミリシーベルト以下の被ばく線量における放射線の健康に対する影響については、科学的に十分に解明されている訳ではないことが認められるものの、先に判断したとおり、現在の科学的

知見等に照らせば、年間20ミリシーベルトの被ばくですら、それが健康に被害を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることはできないというべきである（なお、控訴人は、ICRP（国際放射線防護委員会）が、LNTモデル（年間100ミリシーベルトを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定に基づくモデルのこと。証拠略）に基づく勧告をしていることを指摘するが、ICRPは、低線量放射線被ばくにおける健康影響が不確実であり、上記モデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的、疫学的知見がすぐには得られそうにないことも踏まえつつ、放射線防護の立場から、低線量放射線被ばくのリスクの管理に当たり、慎重な対応をとるための根拠を提供することを目的として、かかる勧告をしているものと解されるのであって、このような勧告がなされていることをもって、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすことが科学的に裏付けられていると認めることはできない。）。この点、低線量被ばくによっては健康被害が生じないと自然科学的根拠に基づき明確に断定できない限り、その不安には合理的な理由があるというかのごとき控訴人の主張は、採用することはできない。

その他、本件事故直後の放射性物質の飛散状況が不明であることや、空間線量率に比して内部被ばくの状況が不明確であることなど、控訴人が主張するところを検討してみても、自らの生活圏内に毎時0.23マイクロシーベルトを超える放射線量が観測される地点が存在することによって、年間1ミリシーベルトの追加被ばくを受けることとなり、健康への影響が生じることになるという控訴人の不安が、合理的な根拠に基づくものであると認めることはできない。

よって、かかる不安を理由としての慰謝料請求は認められない。」

**(3) 東京地判平成27年6月29日、東京高判平成28年3月9日（丙D4の1、丙D4の2）**

本件事故当時、福島県南相馬市内の旧緊急時避難準備区域に居住しており、本件事故後、避難し、後に帰還した原告による「本件原発が不安定な状況にあることによって生じた負担に対する慰謝料請求」をした事案において、第一審の東京地裁は、次のとおり判示して原告の請求を棄却した。

「 本件原発について不安定な状況にあるとして、本件原発から21キロメートルという距離で生活することに不安を抱いたとしても、その不安は、漠然としたものにとどまるといわざるを得ず、本件原発において不安定な状況が継続したということができるとしても、そのことにより原告に慰謝料請求権を発生させる程の精神的苦痛を受けたとまでは認められない。」（41頁）

また、控訴審である東京高裁は、上記第一審判断を維持して控訴を棄却した。

**(4) 東京地判平成27年3月31日、東京高判平成28年1月13日、最高裁上告棄却・上告不受理決定（確定）（丙D5の1、丙D5の2、丙D5の3）**

東京都渋谷区の住民が、本件事故により精神的損害等を受けたと主張して、東京電力に対して、その損害賠償等を求めた事案において、第一審の東京地裁は、次のとおり判示して、原告の請求を棄却している。

「原告及び原告の子らの生命、身体、財産等に対して具体的な危険が生じていたということはできないし、具体的な危険が生じていることを前提とした報道等がされていたということもできない。……原告が本件事故及び放射線被ばくに関して強い恐怖感、不安感を抱いたとしても、それは生命、身体等の侵害に関する一般的、抽象的な危険性に対するものにすぎないというべきであり、原告が上記感情を抱いたことをもって本件人格権（被告東京電力代理人註：人格権としての放射能汚染のない環境において生活する権利）が侵害されたということはできない。」（25頁）

そして、控訴審の東京高裁は、次のとおり判示して、第一審判決を支持して控訴を棄却した。

「控訴人が本件事故により控訴人の生命、健康、財産に関して具体的な不安感を抱いたからといって、そのことのみから当然に、法的保護に値する利益への侵害があったと評価することはできず、本件事故が控訴人に不安感を抱かせたことが、法的保護に値する利益への侵害行為として評価されるためには、本件事故により、控訴人の生命、身体、財産に対する具体的な危険が生じており、控訴人が抱いた不安感がそのような危険に対するものであったことを要する」、「具体的な危険の存在を抽象した不安感も法的保護の対象となりうると解することは、各人が抱いた不安感のうち、客観的根拠に基づかない漠然とした不安感をも法的保護の対象とすることになりかねないのであって妥当ではない（い）」（7頁）

#### （4）小括

以上のとおり、上記（2）及び（3）で述べた多くの裁判例（本件事故に関する裁判例を含む。）を見ても、本件事故後の低線量被ばくによる健康不安が慰謝料（被ばく不安慰謝料）請求権の発生原因たるべき現実の被害にあたるためには、単に抽象的、一般的な危険性が存するだけでは足りず、また、多くの市民が何らかの不安を感じているというような單なる「漠然とした不安」では足りず、具体的な事実関係を前提として、科学的根拠を伴った具体的かつ客観的な危険性が立証される必要があると解される。

下記3及び4では、上記の理解を前提に、低線量被ばくによる健康被害に対する不安を抱くことが合理的とは言えないことについて付加して述べることとする。

### 3 原告ら主張の低線量被ばくによる健康被害に対する不安を抱くことが、科学的知見に基づく客観的な根拠に照らして具体的な危険性があるとはいえず、合理性がないこと

#### （1）原告らの被ばく状況について

ア 原告らの被ばく状況に関して、本件事故による低線量被ばくのリスク管理を適切に行う目的のため、低線量被ばくと健康影響に関する国内外の科学的知見の整理等に基づき取りまとめられたWG報告書（丙D1）によれば、以下の事実が読み取れることは、被告東京電力第3準備書面第2 1（4頁）で述べたとおりである。

「ハ) 福島県が実施している「県民健康管理調査」の先行調査地域（川俣町（山木屋地区）、浪江町、飯館村）の住民のうち、1,589名（放射線業務従事者を除く。）の事故後4ヶ月間の累積外部被ばく

く線量を、実際の行動記録に基づき推計したところ、1ミリシーベルト未満が998名(62.8%)、5ミリシーベルト未満が累計で1,547名(97.4%)、10ミリシーベルト未満が累計で1,589名(99.7%)、10ミリシーベルト超は4名で、最大で14.5ミリシーベルト（1名）であった。

二) 内部被ばくについては、例えば福島県が行っているホールボディカウンターによる測定では、6,608人のうちセシウム134及びセシウム137による預託実効線量が1ミリシーベルト以下の方が99.7%を占め、1ミリシーベルト以上の方は0.3%、最大でも3.5ミリシーベルト未満（10月末現在）にとどまっている（福島県保健福祉部地域医療課公表資料）。なお、日本人が食品から受けける自然放射線量の平均値は年間約0.41ミリシーベルトである。」

（丙D1・14頁、下線・太字は引用者による。）

イ また、UNSCEAR<sup>1</sup>が本件事故の放射線影響を評価した一連の報告書においても、以下で述べるとおり、線量の推定にあたって除染措置等の長期的な環境修復措置を考慮に入れておらず、推計値は実測値に比べて過大に評価されている可能性があると述べられた上で、原告らを含む避難者の本件事故による低線量被ばくの程度は、年間20ミリシーベルトを大きく下

<sup>1</sup> (United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation：原子放射線の影響に関する国連科学委員会)。電離放射線の人体と環境への影響に対する懸念に応えるため、昭和30年（1955年）の国連総会で設置された国連の委員会であり、加盟国が任命した科学分野の専門家で構成される。UNSCEARの事務局は、UNSCEARの年次会合を開催し、そこで精査すべき文書を準備するが、そのために、国連加盟国、国際組織及び非政府組織等が提出した関連データ並びに科学文献を取りまとめ、データの解析、関連する科学的課題の検討、さらに科学的評価の実施を専門家に依頼する。その上で、年次会合の審議と承認を経て評価結果が公表され、人々や環境の放射線防護に関する勧告や基準に関する科学的根拠が提供される。UNSCEARの評価は科学に根ざすものであり、UNSCEARは政策そのものを取り扱う組織ではなく、いかなる国、機関、営利団体、また政治的要請にも従うものではない。（以上につき、丙D6「UNSCEAR：福島第一原子力発電所事故」）

回るものと考えられている。

## ① 2013年国連総会報告書（丙D7）

UNSCEARが、平成25年10月の国連総会への年次報告書において発表した本件事故の放射線影響の評価結果（以下「2013年国連総会報告書」という。）においては、本件事故の放射線影響評価について、概要、以下の報告がなされた（丙D7・2頁）。

- ・ 本件事故後1年間の実効線量の推計値（大人）として、避難した住民（主に避難前又は避難中の被ばく）は10ミリシーベルト以下、そのうち、平成23年3月12日の早いうちに避難したケースでは約5ミリシーベルト以下、福島市の住民は約4ミリシーベルト（1歳の乳児の実効線量は大人の2倍）と推定される。
- ・ 上記の推定で前提とされている被ばく線量の推計は、実測値と比べてそれぞれ3～5倍及び10倍大きいため、同推定値が実際より過大である可能性があると評価される。

## ② 2013年福島報告書（丙D8）

さらに、UNSCEARが平成26年4月2日に公開した、2013年国連総会報告書を実証する詳細な科学的附属書A「2011年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」（丙D8、以下「2013年福島報告書」という。）では、浪江町等からの避難者の本件事故後1年間の実効線量（外部被ばく、吸入による内部被ばく及び経口摂取による内部被ばく）は、予防的避難地区（平成23年3月12日から15日にかけて避難を指示された地区）において、成人1.1～5.7ミ

リシーベルト、10歳児1.3～7.3ミリリシーベルト、1歳児1.6～

9.3ミリリシーベルト、計画的避難地区（平成23年3月末から同年6月にかけて避難を指示された地区）において、成人4.8～9.3ミリリシーベルト、10歳児5.4～10ミリリシーベルト、1歳児7.1～13ミリリシーベルトと推定された。但し、これらの推定値は、自然放射線源によるバックグラウンド線量への上乗せ分であること、また、データが不十分である場合には仮定を設けていため平均線量を実際よりも過大評価している可能性があることが記載されている（32～33頁・102項）。

加えて、上記推定値について、UNSCEARは、下記③の2015年報告書において、「2013年福島報告書に記載されている線量推定値は、沈着した放射性核種に対する外部被ばくによる線量及び食品の摂取による内部被ばく線量を低減するための長期的な環境修復措置を考慮に入れていない。したがって、既に実際に受けた線量または将来に受けける可能性のある実際の被ばく線量よりも、過大に評価されている可能性がある」（太字・下線・傍点は引用者による。丙D9・13頁・45項）とも述べている。

### ③ 2015年報告書（丙D9）

そして、UNSCEARが上記の追跡調査活動等について公表した「東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関する2013年報告書刊行後の進展」と題する白書（丙D9、以下「2015年報告書」という。）では、本件事故の放射線影響に関する評価について、概要、以下のとおり記載されている。

公衆の被ばく線量評価に関し、「審査された12編の刊行物のうち、2013年福島報告書の主要な知見に実質的な影響を与えるものはなく、

10編は2013年福島報告書の主要な仮定の全体または一部を確認  
している。」（太字・下線は引用者による。9頁・31項）

「2013年福島報告書に記載されている線量推定値は、沈着した放射性核種に対する外部被ばくによる線量及び食品の摂取による内部被ばく線量を低減するための長期的な環境修復措置を考慮に入れていない。したがって、既に実際に受けた線量または将来に受ける可能性のある実際の被ばく線量よりも、過大に評価されている可能性がある。」

（太字・下線・傍点は引用者による。13頁・45項）

「本委員会は、2013年福島報告書の当該分野における知見は現在も有効であり、それ以降に発表された新規情報の影響を殆ど受けていないとの結論に達した。」（14頁・46項）（19頁・75項）

以上で述べたとおり、専門的見地から科学的評価を行うことをその役割とするUNSCEARにおいて、80名を超える国際的科学者が、2年以上をかけて、さらにはその後の追跡調査等を含めると4年以上をかけて実施した評価において、線量推定値が、除染措置等の長期的な環境修復措置を考慮に入れておらず、実測値に比べて過大に評価されている可能性があると述べられた上で、原告らを含む避難者の本件事故による低線量被ばくの程度は、年間20ミリシーベルトを大きく下回るものと考えられている。

ウ そして、上記ア及びイの評価は、原告らが提出した証拠とも合致している。すなわち、原告らが指摘する、浪江町民全体を対象とした内部被ばく検査においては、「預託実行線量」（一生分を積算した線量）に関して、「24,099人」中、「1mSv未満」が「24,092人」、「1mSv」が「5

人」、「2mSv」が「2人」、「3mSv」が「一」（ゼロ人）との結果が得られている（甲D158・26頁）。

## （2）原告らの被ばくによる健康被害のリスクについて

ア 被告東京電力第3準備書面において述べたとおり、WG報告書（丙D1）や経済産業省説明資料（平成25年3月「年間20ミリシーベルトの基準について」丙D3）によれば、100ミリシーベルト以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされており、本件事故において避難の基準とされている年間20ミリシーベルトの被ばく（但し原告らの実際の被ばく状況は20ミリシーベルトよりも低い。）についても、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べて十分低い水準にあることが明らかにされている。

イ さらに、既述のUNSCEARによる2013年国連総会報告書、2013年福島報告書においては、それぞれ以下のとおり、上記アの見解を裏付ける知見が提供されている（2013年福島報告書以降の追加調査結果を取りまとめた2015年報告書において、これらの見解に影響を与える文献等が検出されなかったことは上記（1）イのとおりである。）。

### ① 2013年国連総会報告書（丙D7）

- ・ 「本件事故による放射線被ばくによる死亡あるいは急性の健康影響はない。」（下線は原文による。2頁）
- ・ 「モデルによる線量推計結果及び実測値を踏まえると、住民及びそ

の子孫において今回の事故による放射線に起因する健康影響については増加が認められる見込みはない。」（下線は原文、太字は引用者による。2頁）

## ② 2013年福島報告書（丙D8）

「本委員会は、被ばくが確定的影響のしきい値を大きく下回っていると理解している。これは、放射線被ばくを原因として生じ得る急性の健康影響（すなわち急性放射線症や他の確定的影響）が報告されていないこととも一致している。」（下線は引用者による。48頁・168項）

「避難者および避難区域以外で事故の影響を最も受けた地域の集団の最初の1年間における平均実効線量は、成人で約1～10ミリシーベルト、1歳児ではその約2倍になると推定された。リスクモデルを使用して推論した場合、この程度の線量でもがんのリスクがわずかに上昇することが示唆されるが、一般的な集団における事故の放射線被ばくによる疾患発生率の全体的な上昇は、日本人の基準生涯リスク（あらゆる固形がんにおいて平均3.5%であるが、性別、生活習慣や他の要因によって個人差がある）に対して検出するには小さ過ぎる。」（下線は引用者による。58頁・220項）

「福島第一原発事故後の甲状腺吸收線量がチェルノブイリ事故後の線量よりも大幅に低いため、福島県でチェルノブイリ原発事故の時のように多数の放射線誘発性甲状腺がんが発生するというように考える必要はない。」（下線は引用者による。58頁・222項）

「本委員会は胎児および幼少期・小児期に被ばくした人の白血病のリ

スクを検討した。また、特に若年期に被ばくした人の乳がんのリスクも検討した。評価された線量と利用可能なリスク推定に基づき、本委員会は、当該集団でのかかる疾患の発生率が識別可能なレベルで上昇するとは予測していない。」（下線は引用者による。58頁・223項）

「本委員会は妊娠中の被ばくによる自然流産、流産、岡産期死亡率、先天的な影響、または認知障害が増加するとは予測していない。さらに、本委員会は本件事故で被ばくした人の子孫に遺伝的な疾患が増加するとも予測していない。」（下線は引用者による。59頁・224項）

### （3）小括

以上によれば、原告らを含む浪江町民の、本件事故による低線量被ばくの程度は、年間20ミリシーベルトを大きく下回るものと考えられ、同程度の低線量被ばくに拠っては、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクよりも十分低い水準の健康被害のリスクしか見出せないのであって、原告らが主張する低線量被ばくによる健康被害に対する不安は、科学的・客観的に見て合理性がないのである。

## 4 低線量被ばくによる健康被害に対する不安を抱くことが、社会的に見ても必ずしも合理的であるとはいえないこと

原告らは、「多くの浪江町民が、被ばくに対する健康不安を抱えていることが明らかにされ、ひいては原告ら浪江町民が被ばくに対する健康不安を抱えていたこと、およびその不安は今も継続している」（準備書面（6）21頁）などとして、あたかも、原告らに限らず、およそ浪江町民や福島県民全体が、本件事故による低線量被ばくに対する健康不安を抱き、かつ当該不安が現在

に至るまで継続しているかのように主張する。

しかしながら、本件事故後における、放射線の健康影響に関する科学的知見に関する報道・周知の状況（下記（1））及び避難指示対象者等に対する健康に関する検査の結果（下記（2））に照らせば、本件事故による低線量被ばくによる健康被害に対する不安を抱くことは、社会的に見ても必ずしも合理的であるとはいえないと考えられる。

#### （1）放射線の健康影響に関する科学的知見に関する報道・周知の状況

ア 上記③で述べた放射線の健康影響に関する国際的な科学的知見の内容については、以下のように、これまで新聞報道や政府の広報、専門機関のホームページなどにより公開されている。

これにより、低線量被ばくの健康影響に関する科学的知見は広く知られている状況にあるといえ、また、これらの情報公開踏まえて、冷静な対応を呼びかける報道も多数なされている。

① 政府においても本件事故直後より、被災者に向けて様々な情報が発信されている。

政府原子力災害現地対策本部は、平成23年3月29日以降、被災地域向けニュースレターを発行して、「お住まいのところでは普段通りの生活に問題はありません。」（丙D10の2）「住民の方は避難までの間は、区域内において生活や避難に係る作業をしても健康への問題はありません。」（丙D10の7）等とアナウンスするとともに、24時間対応の相談窓口を設け、広報活動・相談窓口機能の拡充を図っている（丙D10の1乃至丙D10の7）。

さらに、厚生労働省は、平成23年4月1日、「妊娠中の方、小さなお

子さんをもつお母さんの放射線への心配にお答えします。～水と空気と食べものの安心のために～」というパンフレットを作成するとともにホームページに掲載し、「避難指示や屋内退避指示が出ているエリア外で放射線がおなかの中の赤ちゃんに影響をおよぼすことは、まず、考えられません。また、国や自治体から指示がない限りは、妊娠中だからという理由で特別な対処が必要、ということはありません。」「水道水は、妊娠中の方や授乳中の方、小さなお子さんにとって安全です。」等と記載している（丙D11）。

- ② 福島県知事も平成23年3月22日及び同年4月1日に、「人体への影響は限りなくゼロに近い」「県民の皆さんには落ち着いて行動していただきたい」等のメッセージをホームページ上に掲載している（丙D12の1及び丙D12の2）。
- ③ 公益社団法人日本医学放射線学会は、平成23年3月18日には「放射線被ばくなどに関するQ&A」をホームページ上に掲載し、放射線被ばくに関する科学的知見を提供するとともに、「どこにいても母親や子供の健康影響が心配となるような放射線の量は浴びていません。」「行政からの指示に従い、行動する限り、被ばくによる健康への影響はありません。」「今皆さんができるところにいても、地域の放射線量は妊婦や子供への影響を心配するには及ばない線量です。」等として、適切かつ冷静な判断を促している（丙D13の1及び丙D13の2）。

また、日本産科婦人科学会は、平成23年3月24日、「水道水について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内」（丙D14）を公表し、科学的根拠を明らかにしながら、「妊娠中・授乳中女性が軽度汚染水道水を連日飲んでも、母体ならびに赤ちゃん（胎児）に健康被害は起こないと

想定されます。また、授乳を持続しても乳幼児に健康被害は起こらないと推定されます。」と明らかにしている。

④ 平成23年4月7日以降以降、①～③の政府等による情報発信を踏まえて、福島県内の地元の新聞においても、放射線の健康への影響に関する多数の報道がなされており、科学的知見の紹介、科学的知見に基づく冷静な対応の呼びかけ及び被ばく線量の実情や専門家の見解等が繰り返し報道されている（丙D15の1乃至丙D15の28）。

以上のように、本件事故発生直後より、福島県内の住民の方々が放射線の健康影響に関する科学的知見を容易に知ることができる多数の報道や情報提供等がなされている。

イ また、原告らが事故後の報道として引用する甲第D141号証乃至甲第D144号証においても、以下のように、本件事故による低線量被ばくについて健康被害のおそれがないこと等に関する適切な情報提供が行われていることが認められる（下線は引用者による）。

- ・ 甲D第141号証：「枝野幸男官房長官は記者会見し、……『放射性物質の測定はきちんと行われている。現在の数字は想定される数値の範囲内だ』と述べる一方で、万一の場合に備えて放射能の人体への悪影響を抑制するヨウ素剤を準備しているとした。」
- ・ 甲D第142号証：（原告らが引用する「比較的高い放射線量を観測し」の直後に）「人体には影響ないレベル」

- ・ 甲D第143号証：（原告らが引用する「チェルノブイリの原発事故のように、放射能が住民の健康に長く深刻な影響を及ぼしかねない」の直前に）「1、3号機で起きた水素爆発では鋼鉄製の原子炉格納容器は守られており、漏れ出る放射性物質は限定的だが、メルトダウンが進行すれば水蒸気爆発で容器ごと吹き飛び、大量の放射性物質がまき散らされる恐れがある。」、（さらに原告引用部分の直後に）「結果的に圧力容器は壊れず大量の放射性物質の漏れは避けられたため、住民の健康への影響は少なかった」
- ・ 甲D第144号証：「高濃度の放射性物質の放出は継続的ではない」（1頁）、（原告らが引用する「放射能 福島、通常の478倍」との見出しの左に）「県『健康に影響はない』」（2頁）

ウ しかも、上記ア及びイで述べた新聞報道や政府等による低線量被ばくの健康影響に関する科学的知見の周知や、原告らが事故後の報道として引用する甲第D141号証乃至甲第D144号証における、本件事故による低線量被ばくに関して健康被害のおそれがないこと等に関する情報提供は、早いものでは平成23年3月13日（甲D141）や同月22日（丙D13の1）のものから行われていた（上記ア①～③に関しては、インターネット上のウェブサイト等で掲載されているため、情報提供日以降も常に確認することが可能である。）。

## （2）健康に関する検査等により健康影響がないことが確認されたこと

本件事故による低線量被ばくの健康影響を確かめるため、原告らを含む福島県民等を対象に、県民健康調査、内部被ばく検査、甲状腺検査及び染色体検

査がそれぞれ実施されたことは原告らが主張するところであるが、以下のとおり、これら各調査ないし検査の結果、検査対象者において健康影響が認められないことが確認されている。

ア まず、県民健康調査に関して、平成28年3月時点での中間とりまとめにおいては、「本調査で得られた線量推計結果（事故後4か月間の外部被ばく実効線量：99.8%が5mSv未満等）は、これまでに得られている科学的知見に照らして、統計的優位差をもって確認できるほどの健康影響が認められるレベルではない」との評価がなされている（甲D155・2頁）。

なお、原告らが指摘する甲状腺がんの確定診断又はその疑いのある子どもについては、UNSCEARの一連の報告書において、①「県民健康管理調査における甲状腺検査において、囊胞、結節、がんの発見率の増加が認められるが、これは高い検出効率によるものと見込まれる、本件事故の影響を受けていない地域において同様の手法を用いて検査を行った結果から、福島県の子どもの間で見つかっている発見率の増加については、放射線の影響とは考えにくいと示唆される」（下線は引用者による。丙D7・2頁）、②「福島県での継続的な超音波検査により、比較的多数の甲状腺異常が見つかったが、これは福島第一原発件事故の影響を受けていない地域での類似した調査に一致している。福島県での継続的な超音波検査では、このような集中的検診がなければ通常は検出されなかつたであろう甲状腺異常（多数のがん症例を含む）が比較的多数見つかると予測されている。事故の影響を受けていない地域における集団の甲状腺がん発生率の調査は、そのような集中的な検診の影響を推定するのに有用な情報を提供するだろう」（下線は引用者による。丙D8・59頁・225項）、③「甲状腺調査における小結節、囊胞、および、がんの高い検出率は、集中的な集団検診および使用機器の感度の高さによる結果であり、事故による放射線被ばくの増加の結果で

はない」（下線は引用者による。丙D 9・19頁・75項）と報告されてい  
る。

イ また、平成24年4月26日以降避難町民全員を対象に毎年実施されて  
いる内部被ばく検査についても、平成26年12月時点までの累計として、  
「預託実行線量」（一生分を積算した線量）について、「24,099人」中、  
「1mSv未満」が「24,092人」、「1mSv」が「5人」、「2m  
Sv」が「2人」、「3mSv」が「一」（ゼロ人）との検査結果が得られ  
ていることから（甲D 158・26頁）、科学的知見に照らして、健康影響  
があり得るとの検査結果を受けた原告は存在しないと思われる。

ウ さらに、平成25年度の甲状腺検査について、浪江町民385名のうち3  
81名が「A1」又は「A2」<sup>2</sup>として二次検査の必要がないと診断されて  
いる（甲D 158・27頁）。

なお、「B」判定となった4名についても、上記アのとおり、本件事故に  
による低線量被ばくの影響であるとは考えられない。

エ そして、染色体検査に関しても、平成27年4月から平成28年3月まで  
に実績として、「結果通知者全員、染色体変化は自然発生頻度の範囲であり、  
過剰な被ばくによる影響認められていない」（ママ）（甲D 159・86頁）  
との判定結果が明らかになっている。

### （3）小括

<sup>2</sup> 「A1」及び「A2」の評価内容について、「東京電力福島第一原発作業員の甲状腺の調査等  
に関する研究 研究報告書概要」3頁参照（丙D 16）

以上のとおり、本件事故後における、放射線の健康影響に関する科学的知見に関する報道・周知や、健康に関する検査によって、浪江町民その他避難指示対象者の健康影響に対する不安軽減措置が十分に講じられていたと考えられ、本件事故による低線量被ばくによる健康被害に対する不安を抱くことは、社会的に見ても必ずしも合理的であるとはいえない。

## 5 総括

上記**2**で述べたとおり、裁判例に照らして、低線量被ばくによる健康被害に対する不安は、それが単に抽象的、一般的な危険性に対する主観的な漠然としたものでは足りず、科学的・客観的な根拠を有し社会的に見ても合理的であると認められる場合に限り、慰謝料請求権の発生原因たるべき現実の被害として法律上保護される利益の侵害と評価し得ると解される。

しかるに、原告らが主張する低線量被ばくによる健康被害に対する不安は、抽象的、一般的な危険性に対する「漠然とした不安感」を超えるものではない。そして、上記**3**で述べた原告らの被ばく状況や国際的に認められた科学的知見、更には、上記**4**で述べた当該科学的知見の周知状況及び実際の検査結果等からすると、原告らの主張する被ばくに対する健康不安は、慰謝料請求権の発生原因たるべき現実の被害として法律上保護される利益の侵害であるとは、社会通念上合理的に評価することは困難である。

以上

## 用語・略語一覧表

略語・用語	名称	初出場所
本件事故	平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所の原子力事故	令和元年5月10日付け答弁書5頁
被告東京電力	被告東京電力ホールディングス株式会社	同答弁書5頁
UNSCEAR	原子放射線の影響に関する国連科学委員会(United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation)	本準備書面29頁
2013年国連総会報告書	UNSCEARが、平成25年10月の国連総会への年次報告書において発表した本件事故の放射線影響の評価結果	本準備書面7頁
2013年福島報告書	UNSCEARが平成26年4月2日に公開した、2013年国連総会報告書を実証する詳細な科学的附属書A「2011年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」	本準備書面30頁
2015年報告書	UNSCEARが上記の追跡調査活動等について公表した「東日本大震	本準備書面31頁

	災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関する2013年報告書刊行後の進展」と題する白書	
--	---	--